

Vietnam Practice Team Newsletter



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターをお届けしております。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定 (2016年10月14日付け政令第143/2016/ND-CP)

| Page 1/2 |

2017年2月 No.VNM_003

1. 外国資本の職業訓練機関（以下「職業訓練機関」という。）の設立に関する規制

ベトナムの適用法上、職業訓練機関が、職業教育サービスを提供するにあたり、以下に掲げる証明書及び決定書を申請し、取得しなければならない。

- a. 投資法及び企業法に基づく職業訓練機関設立のための投資登録証明書及び営業登録証明書（該当する場合）（以下「投資登録証明書等」という。）
- b. 職業訓練機関の設立に関する許可を与える決定書（以下「設立許可決定書」という。）
- c. 職業訓練機関の運営登録証明書（以下「運営証明書」という。）

先の職業教育法の施行細則である2015年5月15日付け政令第48/2015/ND-CP号（以下「政令48」という。）は、職業訓練機関の投資登録証明書等に関する要件について規定しているが、設立許可決定の要件については、既に投資登録証明書等を取得していること等を規定するも、詳細を規定していなかった。この点、2016年10月14日付け政令第143/2016/ND-CP号（以下「政令143」という。）は、ベトナムの職業教育分野の投資環境をより透明性のあるものとするために支援することを目的とし、以下のように職業訓練機関の設立許可決定の要件につき詳細を規定する。さらに後述のように職業訓練機関の分割、分離及び合併の要件、関連手続の担当官庁についても規定する。

2. 設立許可決定書の取得要件

政令143に基づき、設立許可決定書は、以下の要件を条件として職業訓練機関に付与される。

- a. 職業訓練機関に設立計画があること。
- b. 職業訓練機関の設立がベトナムにおける職業教育機関のネットワークに適合していること。
- c. 職業訓練機関設立のための土地利用権価額を除いた最低投資資本が、職業教育センター、職業訓練学校及び短期大学の場合に、それぞれ50億ドン、500億ドン及び1,000億ドンであること。
- d. 年間の最低学生数が、職業教育センターの初等訓練につき150名、職業訓練学校の中等訓練につき250名及び短期大学の高等及び中等訓練につき500名であること。
- e. 職業訓練機関の施設が所在する土地の最少面積が、職業教育センター、職業訓練学校及び短期大学の場合に、それぞれ1,000m²、20,000m²及び50,000m²でなければならない。
- f. 職業訓練機関は、法律に従い、施設及び設備、職業教育プログラム及び教員に関する法定の要件を充足しなければならない。



3. 職業訓練機関の分割、分離及び合併の要件

設立許可決定書の取得要件とは別に、政令 143 は、職業訓練機関の分割、分離及び合併の要件についても定めている。これによると、職業訓練機関の分割、分離及び合併は、以下の要件に従う。

- 社会経済開発及び職業訓練機関のネットワークに関連する承認区別に適合すること。
- 学生、教員、講師、理事及び従業員の利益を確保すること。
- 職業訓練の質及び効率性の向上に資すること。
- 分割、分離及び合併後、新設の職業訓練機関は、上記職業訓練機関の設立許可決定書の取得要件をすべて充足しなければならない。

4. 設立許可決定書の発行、職業訓練機関の分割、分離及び合併許可の担当官庁

政令 143 は、短期大学の設立許可決定書の発行、分割、分離及び合併に関する担当官庁を労働傷病兵社会省と規定する。また、職業教育センター及び職業訓練学校については、これらにつき人民委員会の委員長が権限を有する。



Contacts

★ Hanoi



上東 亘 (アソシエイト)
ベトナム登録外国弁護士

日本で弁護士実務を経験した後、2012年9月から約2年間、名古屋大学大学院法学研究科特任講師としてハノイ法科大学で教鞭をとりました。2015年3月よりAPACのハノイオフィスに転向しています。ベトナムでは、登録外国弁護士として、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、労働法務、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

> [View Profile](#)

● Tokyo



鈴木 由里 (パートナー)
第二東京弁護士会

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。

> [View Profile](#)

● Tokyo



戸松 夏子 (アソシエイト)
東京弁護士会

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに転向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

> [View Profile](#)

★ Ho Chi Minh City



グエン・ティ・クウィン・ザオ (コンサルタント)
2006年にベトナム社会主義共和国弁護士として登録してから10年にわたりベトナム法実務に携わってきました。外資系企業のベトナム進出や事業展開に関する案件の豊富な経験を有し、M&A、不動産法務、一般企業法務、労働法務等の分野で幅広く活躍しています。

※ 但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

> [View Profile](#)

● Tokyo



二本松 裕子 (パートナー)
第二東京弁護士会

ベトナムブラクティスマンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。

> [View Profile](#)

● Tokyo



三浦 康晴 (アソシエイト)
東京弁護士会

前職では日系企業の東南アジア・ロシアといった新興地域への進出支援に携った経験を有します。A&S入所後も、ベトナムブラクティスマンバーとして、東京から日系企業のベトナム現地における様々な案件に取り組んでいます。

> [View Profile](#)

[お問合せ先] ✉ aandsvietnam@aplav.jp

> [View About | Vietnam Practice](#)